

「府中市地域防災計画」の修正で見直しが必要となった課題への対応

別紙1

(1) 市民と地域の防災力向上

項目	現状及び必要性	対応状況
府中市防災会議における新委員の決定	平成24年6月における災害対策基本法の改正に則した委員構成とする必要がある。	○男女共同参画の推進、地域意見の集約を進めるため、新たに3名の防災会議委員を追加した。
自主防災組織の育成強化	自主防災組織の育成方針を明確化する必要がある。	○自主防災組織が、地域を守る「共助」の中核であることを市民に示す。 ○自主防災組織による消火栓を活用した初期消火訓練を推進していく。 ○そのほか自主防災組織への具体的支援方策について継続検討する。
市民ボランティア等との連携強化	具体的なボランティアとの連携要領の策定が必要である。	○災害発生時のボランティア活動を、効率よく推進するための災害ボランティアセンターの設置について、府中ボランティアセンター（府中市社会福祉協議会）、府中NPO・ボランティア活動センター及び市関係課で協議を進めていく。
自助、共助、公助の役割の明確化	各主体が持つ能力を発揮し災害対応にあたるため、府中市として推進する防災対策の基本理念を市民と共有する必要がある。	○府中市総合防災訓練等を通じ、市民、自主防災組織、協力団体（医師会等）、関係機関（警察、消防等）、府中市が平素から協力連携し、災害対応力の強化を図っていく。 ○平成24年6月に市内事業所等により構成された「府中市企業防災協議会」を設置され、警察、消防、市もオブザーバーとなり、防災に関する情報共有化と対策についての相互協力体制を構築し、共助の力を高めた。 ○今後も「市民」「自主防災組織、自治会、事業所等」「市、防災関係機関」が連携を深める施策を推進していく。

(2) 初動対応体制の整備と事業継続体制の確保

項目	現状及び必要性	対応状況
市初動班職員の活動能力の強化	避難所運営体制強化に伴う市初動班活動能力の向上を図る必要がある。	○「府中市震災時特別非常配備態勢初動班に関する要領」や行動マニュアルにより具体的行動を定めている。 ○各一次避難所における避難所運営検討会議、訓練への参加を推進する。

項目	現状及び必要性	対応状況
市役所本庁舎の代替機能確保	庁舎施設の耐震性能を踏まえた、被害発生時の対応を検討する必要がある。	○「府中市災害対策本部マニュアル」により、以下の優先順位で代替施設を確保している。【①本庁の使用可能な庁舎②府中駅北第2庁舎③ルミエール府中④府中グリーンプラザ】 ○今後、電気や通信等のライフラインの耐震化を推進する。
市職員の事業継続体制の確保	災害時における、市職員の業務継続環境を確保する必要がある。	○市職員の飲料水、食料を備蓄する。 ○「府中市事業継続計画（BCP）地震編」を精査する。
情報連絡体制の確保	市全職員に対する災害時の情報伝達体制の確保が必要である。	○既存の「府中市メール配信サービス」を活用した市職員全員への連絡体制の構築を検討中。
災害対策本部設置基準の明確化	災害対策本部設置と非常配備態勢発令との関係が不明確である。	○「府中市災害対策本部条例」と「府中市災害対策本部運営要領」を見直し、整理する。
災害対策本部運営訓練等の推進	各種訓練の実施目的、時期等の明確化を図る必要がある。	○災害対策本部運営訓練を年1回程度実施する旨を要綱等に明文化することを検討する。

(3) 情報通信の確保

項目	現状及び必要性	対応状況
情報伝達手段の多様化推進	情報受信環境及び能力に応じた情報伝達手段の整備が必要である。	○市災害対策本部と関係各機関や避難所との連絡体制は整備済（都及び市防災行政無線、災害時優先電話、FAX、固定電話型PHS等）。また、市民への情報伝達手段として市防災行政無線、ホームページ、府中市公式ツイッター、府中市メール配信サービス、緊急速報メールにより広く情報を伝達する。 ○新たな伝達手段として、株式会社ジェイコムと連携し、平成25年6月に避難所（体育館）におけるインターネット通信とテレビ受信環境を整備した。 ○現在、ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定締結について

項目	現状及び必要性	対応状況
防災行政無線の補完機能の確保	難聴地域に対する補完措置を講じる必要がある。	○平成23年7月、防災行政無線で放送した災害情報などが確認できるフリーダイヤル（音声自動応答装置）を整備し、防災行政無線の補完措置を講じた。

(4) 医療救護等の対策

項目	現状及び必要性	対応状況
医療救護所の設置	医療救護所の具体的な設置数及び場所が未確定である。	○府中市医師会、府中市薬剤師会と市関係課の協議により、以下の内容について決定済である。今後、協議をさらに進め、運営のためのマニュアル等を策定する。 ①医療救護所は、「府中市保健センター」及び二次避難所となる「文化センター11カ所」の中から数カ所を選定する。 ②市災害医療コーディネーターは、府中市医師会会員及び市職員からそれぞれを指定する。 ③医療救護活動拠点及び医薬品ストックセンターは、「府中市保健センター」を指定する。
災害医療コーディネーターの指定	災害医療活動体制を強化し、関係機関の調整を実施する。	
医療救護活動拠点の指定	災害時医療活動の情報集約・調整を行う拠点を整備する。	
医薬品ストックセンターの指定	災害時の医薬品の安定供給を図るため、医薬品の供給体制の確保を図る必要がある。	

(5) 帰宅困難者対策

項目	現状及び必要性	対応状況
一時滞在施設の確保、事業所等との連携強化	帰宅困難者に対応するために一時滞在施設を確保する必要がある。	○東京都が指定している、府中市内の都立高校等6校のほか、市施設（府中の森芸術劇場、府中グリーンプラザ、中央文化センター）を一時滞在施設として指定することを検討する。

項目	現状及び必要性	対応状況
帰宅困難者抑制対策の推進	「東京都帰宅困難者対策条例」の規定内容を踏まえ、事業者責務等を周知する。	○既に設置されている府中市帰宅困難者対策協議会により対策を継続検討する。 ○「府中市地域防災計画（震災編）」に従業者の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄等を明記する。

(6) 避難者対策

項目	現状及び必要性	対応状況
避難場所の名称等	避難場所、集合場所等のことばがわかりにくい。 安全迅速な避難が困難な避難場所がある。	○市民による避難行動の事前検討と、円滑な避難が行えるよう名称の変更と避難場所の検討を行う。
二次避難所機能の強化	文化センターにおける二次避難所（福祉避難所）としての機能が未整備。	○府中市災害対策等庁内検討委員会の検討結果を踏まえ、二次避難所と福祉避難所の定義を区別する。 ○福祉避難所は二次避難所よりさらに医療的な支援が必要な方を対象とする。 ○締結済の福祉施設との協定を見直し、福祉避難所としての受入体制を強化する。 ○二次避難所及び福祉避難所の管理運営マニュアルの策定を推進する。
避難所開設体制の確保	一次避難所の休日夜間の開錠体制を確保する。	○一次避難所ごとの「避難所管理運営マニュアル」の策定を推進する。 ○平成25年7月に初動開設資器材セットを各一次避難所に整備し、初動体制の強化を図った。
避難所の収容地域の再編成	現行の収容地域が地域実態を反映していない。	○「府中市地域防災計画」において、目安として地域を示し、避難所周辺自治会に対し避難所の運営協力を求めていく。
避難所管理運営体制の明確化、女性参画の推進	「府中市避難所管理運営マニュアル策定ガイドライン」に基づき、避難所ごとのマニュアル策定を推進する必要がある。	○策定済みのモデル校を参考に、各小中学校における策定を推進する。 ○平成24年4月に策定した「避難所管理運営マニュアル策定ガイドライン」は、女性や災害時要援護者等の視点などを踏まえて改正する。

項目	現状及び必要性	対応状況
多様なニーズへの対応	避難弱者等に対する負担を軽減する必要がある。	○災害時要援護者名簿の作成と活用による支援体制を確立する。 ○外国人対策として、国立大学法人東京外国語大学との連携について協議検討している。
動物（ペット）救護	同行避難した動物への対策が未確定	○避難所における適正な動物飼養について、市民への周知を推進する。 ○東京都獣医師会多摩東支部との協定を締結する。 ○国立大学法人東京農工大学との協力について検討する。 ○東京都とも連携した広域な協力体制を確立する。
避難所施設の整備	東京都公表の新被害想定（「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」）により、避難者が約11,000人増加する。	○住宅の耐震化や各家庭における食料備蓄の啓発推進により避難者数を減少させる。 ○都立高校や府中刑務所を新たに一次避難所に指定することを検討する。

(7) 水・食料・生活必需品の確保

項目	現状及び必要性	対応状況
飲料水、生活用水の供給体制の確保	東京都及び府中市における備蓄水の具体的な給水計画が未確定。	○市が確保している水量について、飲料水として使用できる量を明確にする。 ○3日分以上の飲料水の確保、ポリタンクや風呂水の溜め置きによる生活用水の確保など、家庭内備蓄の啓発を推進する。
生活用水の確保	断水、ライフライン復旧前の生活用水の確保体制が未確定。	○市の体制整備として、給水車や給水タンクの確保等、実現可能な給水計画を策定する。 ○東京都水道局から無償貸与を受ける「消火栓を活用した応急給水用資器材」を活用した給水計画についても検討していく。

(8) 広域連携体制の構築

項目	現状及び必要性	対応状況
国や都との連携体制の確保	広域的な被害に対応するため、国や都との連携を強化する必要がある。	○国土交通省との間でリエゾン（情報連絡員の派遣）協定を締結し、災害時に円滑に情報交換ができる体制を整備した。
災害時応援協定締結推進と精査	災害時の市民ニーズ多様化に伴う新たな協定の締結。締結から一定期間が経過した協定内容の精査。	○災害時の市民ニーズ多様化に対応するため、市の能力を補完する目的で各団体との協定締結を進める。 ○全国的に展開している団体に加盟している事業者等との協定締結をすすめ、関東圏域以外からの支援を受けることのできる体制を整備する。 ○既存締結協定を必要に応じ見直し、締結先団体との連携強化に努める。
り災証明発行体制の確保	具体的発行手順及び「被害調査要領（仮）」が未策定である。	○府中消防署との連携による発行体制と具体的な調査要領を策定する。
緊急輸送ネットワークの整備	防災施設間を結ぶ市道が未指定。	○各種被害の軽減策として、東京都が指定する緊急輸送道路に繋がる市道のうち、避難所、医療救護所、防災センターにつながるものを緊急輸送道路として指定する。
支援等の受入れ体制整備	他機関からの応援部隊、職員の受入れ計画が未策定である。	○支援を円滑に受け入れることができるよう、受入れ施設や任務分担等を定める「災害時受援計画（仮）」の策定を検討する。